

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



静岡県は、「パートナーシップ構築宣言」を促進します！

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、

「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

【参画機関】

- ・静岡県
- ・関東経済産業局
- ・静岡財務事務所
- ・静岡労働局
- ・(一社)静岡県商工会議所連合会
- ・静岡県商工会連合会
- ・静岡県中小企業団体中央会
- ・(一社)静岡県経営者協会
- ・静岡経済同友会（静岡協議会、浜松協議会、東部協議会）
- ・静岡県中小企業家同友会
- ・日本労働組合総連合会静岡県連合会



共同宣言式の様子（令和5年6月7日）

パートナーシップ構築宣言に取り組む企業への優遇措置の実施や、企業の価格交渉を支援するための各種事業に取り組みます。

<優遇措置・メリット等>

○県補助金の加点措置等の実施

- ・小規模企業経営力向上事業費補助金
- ・経営革新計画促進事業費補助金
- ・官公需における公契約条例に基づく優先発注

○取引適正化に関連する講習会等を開催

○適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置

- ・静岡県産業振興財団下請振興事業（054-273-4433）

○静岡県「パートナーシップ構築宣言」ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>

○静岡県 経済産業部 政策管理局 産業政策課

TEL：054-221-2605



「パートナーシップ構築宣言」をご存じですか？

サプライチェーン全体の共存共栄



親事業者



下請事業者



適切な価格転嫁と適正な取引を促進するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄や企業の稼ぐ力の向上、賃上げにつなげるための取組の一つです。



「パートナーシップ構築宣言」への登録・宣言企業の確認はこちらです！

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言するものです。



パートナーシップ構築宣言企業、賃上げを実施する企業等への優遇措置はこちらです！

パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、各種の補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられるようになりました。



Q

「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請があったらどうすれば・・・

例えば…



注意

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

A 「下請中小企業振興法」や「独占禁止法」に定める禁止行為がありますので、各相談窓口をご利用ください。

静岡よろず支援拠点

各都道府県に設置され、静岡県では静岡商工会議所が実施機関となり、経営上のあらゆるお悩みの解決に向け、何度でも助言・支援いたします。



下請かけこみ寺

全国48か所に設置され、静岡県では（公財）静岡県振興財団に設置されており、取引上の悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



「厚生労働省（静岡労働局）における 賃上げに向けた支援施策」をご存じですか？



最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！

業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。※各コースに定める金額

事業内最低賃金の
引き上げ

+

設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

▶

業務改善助成金
を支給

<問合せ先> 静岡労働局 雇用環境・均等室 TEL 054-252-5310



賃金引上げ特設ページ

賃金引き上げに向けた取組事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索、賃金引き上げに向けた政府の支援情報、労働生産性の向上等による賃金引き上げの取組など調査等情報など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善 などに取り組む事業主を支援します！



キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

正社員化支援

正社員化コース
障害者正社員化コース

処遇改善支援

賃金規定等改定コース
賃金規定等共通化コース
賞与・退職金制度導入コース
短時間労働者労働勤務延長コース

<問合せ先> 静岡労働局 職業安定部職業対策課 TEL 054-653-6116



社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！



静岡働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

<問合せ先> 静岡働き方改革推進支援センター TEL 0800-200-5451

相談申し込みはこちら Facebookはこちら

